

HACHINOHE CITY LAW NEWS

2014年7月6日(日)、当事務所で「整骨院のための交通事故勉強会」と題する勉強会を開催いたしましたので、そのご報告をさせていただきます。

この勉強会は、整骨院の先生方を対象に、交通事故の後遺障害や損害賠償に関する専門的知識や情報をお伝えすべく、企画させていただきました。当事務所の弁護士による講演のほか、交通事故の後遺障害等級認定の案件を多数手掛けている、ヨネツボ八戸成友行政書士事務所の行政書士 皆川眞友子先生にもご講演いただきました。

勉強会当日は、合計11名の整骨院の先生方にご出席いただきました。八戸市、十和田市、三沢市、そして青森市からお越しいただいた方もいらっしゃいました。

講演内容】

講演1 「後遺障害等級認定の重要性」

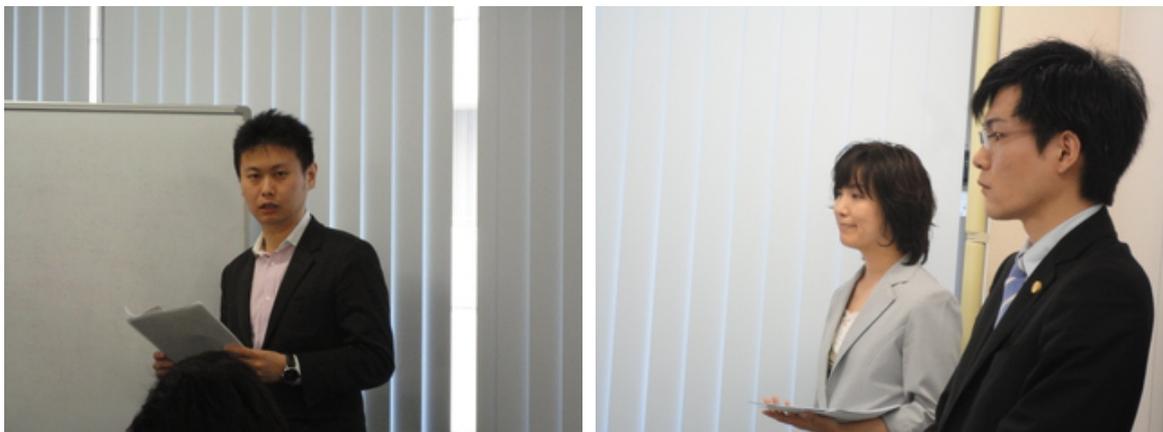
講師：ヨネツボ八戸成友行政書士事務所 行政書士 皆川眞友子先生

講演2 「交通事故被害者が東洋医学の施術費を加害者に請求するための要件」

講師：八戸シティ法律事務所 弁護士 山口龍介

講演3 「交通事故被害者が弁護士に依頼するメリット」

講師：八戸シティ法律事務所 弁護士 木村哲也



多数の整骨院の先生方にご出席いただき、大変熱心にご清聴いただきました。お陰様で非常に有意義な勉強会となりました。今後もこうした勉強会を通じて、交通事故被害者の治療にあたる整骨院の先生方、後遺障害等級認定のサポートにあたる皆川先生との協力・連携体制を強めていきたいと思っております。また、当事務所の弁護士自身も、交通事故被害者に対し、より充実したサポートを提供すべく、さらなる研鑽に努める所存です。

万が一交通事故に遭われた際には、お気軽に当事務所にご相談ください。また、まわりに交通事故でお困りの方がいらっしゃいましたら、是非当事務所をご紹介ください。

お問合せ **八戸シティ法律事務所** 代表弁護士 木村哲也

電話番号 **0120-146-111** FAX**0178-38-9230** <http://hachibon.jp/>

〒031-0031 青森県八戸市番町3 NCBビル6階

受付時間 午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日 応相談